

## 静岡市郵便入札試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の建設工事に係る競争入札を郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の方法により試行することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号。以下「契約規則」という。）、静岡市制限付一般競争入札実施要綱（平成17年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）及び静岡市建設工事入札心得（以下「入札心得」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (郵便入札の試行)

第2条 市長は、実施要綱の規定に基づく制限付一般競争入札及び指名競争入札を実施するに当たり、適当と認めて指定したものについて、郵便入札の方法を試行的に実施するものとする。

### (入札の公告及び指名の通知)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、契約規則第7条及び第25条並びに実施要綱第5条の規定による公告に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の規定による公告は、実施要綱及び別記様式に準拠して行うものとする。

### (入札書の送付方法)

第4条 郵便入札の参加者は、入札書に工事費内訳書を付して、前条第1項第2号の到達期限までに到達するよう一般書留郵便又は簡易書留郵便で市長あてに送付しなければならない。

2 前項の規定により入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を送付する場合は、入札書にあつては入札心得第6項の規定による封筒に、工事費内訳書にあつては到達期限、入札番号、工事名及び入札参加者名を記載した封筒に入れ、それぞれを封かんした上で一の郵送用の封筒により送付するものとする。

3 前項の郵送用の封筒は、あて名を「静岡市長（財政局財政部契約課工事契約担当）」とし、表側に「入札書及び工事費内訳書在中」と記入し、入札番号、工事名及び到達期限を朱書き

するとともに、裏側に入札参加者の住所、名称及び氏名を記載しなければならない。

(指名競争入札の場合における辞退の手続等)

第5条 指名競争入札の場合において、当該入札を辞退するときは、入札書の到達期限までに辞退届（入札心得様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 指名競争入札の場合において、入札書の到達期限までに入札書等又は辞退届の提出がない場合は、当該入札を棄権したものとみなす。

(入札書の開札等)

第6条 市長は、入札書等が到達したときは、郵送用の封筒を開封して入札書等を封かんした封筒を確認し、これを開札日時まで財政局財政部契約課において厳重に保管するものとする。

2 市長は、前項の規定により保管した封筒を契約規則第7条及び第25条並びに実施要綱第5条の規定による公告に記載した開札日時に開封し、入札書の開札を行うものとする。

3 入札者は、入札書等が市長に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができない。

(入札の無効)

第7条 入札心得に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第1項第2号の到達期限までに到達しなかったとき。

(2) 第4条に規定する送付方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第8条 市長は、郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

(開札への出席)

第9条 市長は、郵便入札の参加者のうち開札会場に出席を希望する者がいるときは、これを出席させるものとする。

2 市長は、開札に出席する参加者がいないときは、入札事務に関係のない職員2名以上を開札に立ち合わせるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

- 2 静岡財政事務所契約課が発注する建設工事における制限付一般競争入札に係る郵便入札試  
行要領（平成15年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

公 告（例：格付等級指定型制限付一般競争入札）

建設工事の制限付一般競争入札を下記のとおり郵便入札の方法により行う。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

記

1 入札に付する事項

入札 番号	工 事 名	入札参加資格	工事場所及び工事 概要	工事完成期 限	予定価格 (税抜き)	最低制限 価格の有無	設計図書の販 売場所

[注] 上記表の設計図書の販売場所に記載のないものは、財政局財政部契約課において配布する。

2 入札の条件 入札書の提出は郵送によること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく資格を有する者で、第1項の表に掲げる工事ごとに同表の入札参加資格欄に定める参加資格に該当するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 静岡市内に、本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所を有していること。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 静岡市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成15年11月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 静岡市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名排除の期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

#### 4 設計図書の貸出等

- (1) 入札に参加しようとする者は、第1項の表に掲げる設計図書の販売場所に記載のある場合は同販売場所において設計図書を購入し、販売場所の記載のない場合は、当該参加資格証を提示の上設計図書の貸し出しを受けること。

なお、設計図書の購入又は貸し出しを受けていない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 設計図書の購入は、公告をした日から第7項の入札書の到達期限の前日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）正午まで、第1項の設計図書の販売場所に記載されている場所で行い、閲覧又は貸し出しは、公告をした日の午前9時から第7項の入札書の到達期限の前日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）正午まで、財政局財政部契約課において行う。

#### 5 入札書の送付方法

- (1) 参加者は、入札書に工事費内訳書を付して、第7項の入札書の到達期限までに到達するよう一般書留郵便又は簡易書留郵便で静岡市長宛て送付すること。

- (2) (1)の規定により入札書等を送付する場合は、入札書にあつては建設工事入札心得の規定による封筒に、工事費内訳書にあつては到達期限、入札番号、工事名及び入札参加者名を記載した封筒に入れ、それぞれを封かんした上で同一の郵送用の封筒により送付すること。

- (3) 前項の規定による郵送用の封筒は、宛名を「静岡市長（財政局財政部契約課工事契約担当）」とし、表側に「入札書及び工事費内訳書在中」と記入し、工事名及び到達期限を朱書きするとともに、裏側に入札参加者の住所、名称及び代表者氏名を記載すること。

#### 6 入札書の送付先

郵便番号 420-8602

住 所 静岡市追手町5番1号

宛 名 静岡市長 （財政局財政部契約課工事担当）

#### 7 入札書の到達期限

年 月 日 時

## 8 開札日時及び開札場所

入札番号	開札日時	開札場所
- 号	年 月 日 午前 時 分	静岡庁舎新館17階大会議室

## 9 入札保証金 免除する。

## 10 入札方法等

- (1) 入札に参加する際は、建設工事入札心得及び静岡市郵便入札試行要領を遵守すること。
- (2) 入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）は、A4判とすること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札回数は、1回限りとする。
- (5) 入札に参加しようとする者が1者であるときは、本件入札の執行を取り止める。

## 11 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事入札心得及び静岡市郵便入札試行要領に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加者が営業停止処分又は指名停止若しくは指名排除の措置を受け、開札時点において営業停止又は指名停止若しくは指名排除の期間中である場合は、その者のした入札は、無効とする。

## 12 その他

- (1) 契約約款、建設工事入札心得及び静岡市郵便入札試行要領は、契約課に備え置いて閲覧に供する。
- (2) 第8項の開札日時を延期する場合は、第7項の入札書の到達期限までに到達した入札書

を対象として、延期後の開札を実施する。

なお、到達した入札書等は延期後の開札日時まで財政局財政部契約課において厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

- (3) 郵便入札の参加者のうち開札会場に出席を希望する場合は、入札参加資格者証を提示して出席することができる。
- (4) 落札者に求める契約保証は、契約約款、建設工事入札心得等に定めるところによる。
- (5) 事業協同組合又は経常建設工事共同企業体がこの入札に参加しようとする場合は、その組合員又は構成員は、この入札に参加することはできない。
- (6) 同一の者が事業協同組合の組合員及び経常建設工事共同企業体の構成員である場合において、その事業協同組合又は経常建設工事共同企業体がこの入札に参加しようとするときは、当該事業協同組合又は経常建設工事共同企業体のいずれか一に限り、参加することができる。
- (7) 事業協同組合又は経常建設工事共同企業体がこの入札に参加し、落札できなかった場合は、その組合員又は構成員は、この工事の請負人の下請負人になることはできない。
- (8) 経常建設工事共同企業体の構成員がこの入札に参加し、落札できなかった場合は、その経常建設工事共同企業体又は構成員は、この工事の請負人の下請負人になることはできない。